

第7期 亀岡市障がい福祉計画



令和6年3月策定
亀 岡 市

ごあいさつ

障がい者を取り巻く環境は、時代の流れとともに日々大きく変化しており、国におきましても、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、同法が施行される令和6年4月から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることになります。

また、令和3年9月に医療的ケア児及びその家族への切れ目ない支援を目的とした「医療的ケア児支援法」が、そして、令和6年4月から医療保護入院の退院後の地域生活への移行を促進するために「改正精神保健福祉法」が施行されるなど、支援体制の整備が進められています。

併せて、障がい福祉分野の人材確保を緊急の課題と位置づけ、質の高いサービス提供の支援体制を強化し、社会変化に伴う障がい児者のニーズにきめ細かく対応するため、令和6年度に障害報酬の改定が予定されております。

そうした中で、本市といたしましても、昭和57年に「健康で文化的な生活の基礎的条件の確保」と「生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会」の実現を理念に謳う「福祉都市」を宣言しており、市民が障がい等を理由に分け隔てられることなく、相互に人格、個性を尊重しあいながら共生するまちの実現を目指し、取り組みを進めているところです。そして、平成30年に制定しました「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」につきましても一部を改正し、新たに障害者差別解消法の改正に添った条例として施行いたします。

また近年、市民の抱える課題は複雑化し、従来の単独支援体制では対応が困難であることから、障がい分野だけではなく、生活困窮分野・高齢分野・子ども分野とも連携し課題解決が図れるよう、令和6年度から「重層的支援体制」を本格的に実施いたします。

今回、令和3年度にスタートしました「第6期亀岡市障がい福祉計画」が期間満了を迎え、令和6年度から3年間を計画期間として、社会のニーズや地域の実情に即した各障害福祉サービス、相談支援を計画的かつ効果的に提供するための具体的な活動指標や成果目標を掲げた「第7期亀岡市障がい福祉計画」を策定いたしました。

これまで以上に、障がいのある方に寄り添った福祉施策を展開できるよう、関係機関・団体はもとより市民の皆様とも、福祉への思いを共有するパートナーとして共に手を取り合い、誰もが笑顔で暮らせるまちとなるよう取り組みを進めてまいります。

結びにあたり、当計画策定に際して多大なご尽力をいただきました亀岡市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、計画策定に係るパブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月



亀岡市長 桂川 孝裕

○亀岡市「福祉都市」宣言

昭和57年3月29日

告示第19号

健康で文化的な生活の基礎的条件が確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会こそ、福祉社会といえる。

市民の福祉は、市が、社会的な環境や条件の整備等その責務を積極的に果たすとともに、市民が、地域社会の一員として、みずからの生活をみずからの英知、創意、努力によって高めるという主体的な自覚と市民相互の連帯を強め、福祉の向上に寄与するよう努力をすることによってもたらされるものである。

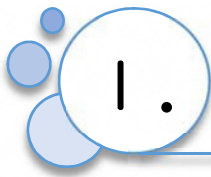
このような自覚と認識に立って、わたくしたち亀岡市民は、ともに力を合わせ平和で豊かなまちづくりに前進したいと思う。

目次

1. 計画の基本的な考え方	1
(1) 基本理念	1
(2) 計画の視点	3
(3) 基盤整備方針	4
2. 成果目標	6
(1) 施設入所者の地域生活への移行	6
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実	9
(4) 福祉施設から一般就労への移行及び定着	10
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	11
(6) 相談支援体制の充実・強化等	13
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築	15
(8) 発達障がい者等に対する支援	16
3. 各種サービスの実情と見込み量	17
(1) 訪問系サービス	17
(2) 日中活動系サービス	20
(3) 居住系サービス	24
(4) 相談支援	25
(5) 障がい児への支援	26
4. 地域生活支援事業の実情と見込み量	29
(1) 必須事業	29
(2) 任意事業	37

資料編

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向.....	39
2. 亀岡市障害者施策推進協議会条例等	43
3. 計画策定経過	45
4. 関係法令等	46



Ⅰ. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

- 「亀岡市障がい福祉計画」は、障がい福祉サービスや相談支援、障がい児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤の整備を進めていくものです。国が示している基本指針の理念『自立と共生社会の実現及び障害児通所支援等の円滑な実施』や「第4期亀岡市障がい者基本計画」を踏まえ、次の理念に基づき策定します。

①障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

- 障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を、身体障がい、知的障がいもしくは精神障がいのある人又は難病患者等であって、18歳以上の人及び障がいのある児童とし、地域において均等にサービスの充実を図ります。
- 発達障がいのある人及び高次脳機能障がいなど区別することなく全ての障がい者及び難病患者等全ての人が、法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るとともに、それぞれの障がい特性に応じて、適切なサービスにつながるよう配慮します。

③障がいのある人が選べる暮らし、生きがいを持って働ける、それぞれに適したサービスの提供体制の整備

- 障がいのある人が地域生活の場所（グループホーム等）を選択することができ、65歳到達時には一人ひとりの生活状況やニーズに即して、障がい福祉サービスや介護保険サービスが継続的に利用できるよう、体制を整備します。
- 生きがいを持って働けるように障がいのある人の就労を支援するなど、それぞれに適したサービスの提供体制を計画的に整備します。

④地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域のあらゆる住民が、支える側と支えられる側に分かれることなく、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを目指します。
- 地域の実情に応じた制度の横断的な運用やサービス確保のための柔軟な対応、医療的ケア児が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を必要とする人に対して、包括的な支援体制の構築を推進します。
- 住民団体等によるインフォーマル活動への支援等を行い、地域での暮らし、生きがいを共に創出し、支え合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

- 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図り、地域支援体制の構築を図ります。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関連機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 障がい児支援に係る各種サービスの利用により、障がい児の社会適応力を高め、地域での保育、教育等の支援を受けられるようにすることを目指します。そして、障がいのあるなしに関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(2) 計画の視点

○令和5年5月19日に示された基本指針に基づき、本計画において踏まえるべき視点について次に示します。

① 重度化・高齢化に対応した地域生活の支援

○地域での生活を希望する人が、暮らしを継続するために必要な障がい福祉サービス等の提供体制を整備することが必要であり、特に、重度化・高齢化した障がい者が地域生活を希望する場合の対応として、居住支援をはじめ、常時の支援体制を確保することが求められています。

② 地域共生社会の実現に向けた取組・仕組み

○「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が主体的に地域づくりに取り組む「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要です。

① 中心的機能を備えた相談支援（包括的な支援体制の構築）

相談支援が地域の様々な相談を受け止め、自ら対応もしくは他の機関につなぐ中核の機能を持つこと

② 多様な社会参加に向けた支援（制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保）、相談支援と就労支援、居住支援を一体的に行うこと

③ 常時の看護や介護を必要とする重度障がいのある児童への支援

○短期入所の実施に関する家庭環境や家族のニーズの把握、多様なニーズに対応する役割の検討。

○コーディネーターに求められる具体的な役割の検討。

(3) 基盤整備方針（継続）

○障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込み量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。福祉現場においては、人材確保、定着が課題となっており、課題解決に向けて更なる検討が必要です。市内や南丹圏域内における相談状況を鑑みながら、今後は地域の実状に応じて相談支援及びサービス提供体制等を整備していくことも検討します。なお、基盤整備にあたっては、障がい、介護分野だけでなく、児童福祉等の関係機関を含めて行うこととします。

①必要な訪問系サービスの保障

○訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

②希望する日中活動系サービスの保障

○希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障します。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

○地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

○重度障がい者や精神障がいのある人が、地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

○また、各関係機関の連携のもと、居住支援や地域支援等の機能を集約することにより、地域生活支援拠点の整備を図ります。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

○就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

⑤相談支援体制の充実と強化

- 障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、家族が抱える複合的な課題も把握し、障がい特性に合わせた障がい福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実が不可欠です。そのために、基幹相談支援センターを設置し相談支援体制の整備として、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言等、幅広い関係機関と連携しながら必要な施策の確保等を行い、サービスの支給決定前に利用計画を作成できる体制を確保します。

⑥障がい児支援体制の整備

- 障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の整備を進めます。
- 医療的ケア児に関して、保健・医療・福祉等の関係機関との協議の場における検証、検討及びコーディネーターの配置により、医療的ケア児の地域での生活を支援します。

2. 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行（継続）

■第7期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第7期計画)	○地域生活移行者数：令和4年度末入所者数の6%以上 ○施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
亀岡市の方針	○本市には、施設入所を必要とする人が多いため、目標数値を設定せず、ニーズに応じて地域生活へ移行するための支援に努める。

■第6期計画の達成状況

	項 目	数 値	考 え 方
第6期計画	令和元年度末時点の施設入所者（B）	83人	
	【目標】地域生活移行者数	増やす	(B)のうち、令和4年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	【実績】地域生活移行者数	0人	令和4年度末までの結果 【未達成】
	【目標】令和4年度末時点の施設入所者数	減らす	(B)の時点から、令和4年度末時点における施設入所者の削減目標値
	【実績】令和4年度末時点の施設入所者数	84人 +1人	令和4年度末までの結果 【未達成】



■第7期計画の目標設定

	項 目	数 値	考 え 方
第7期計画	令和4年度末時点の施設入所者（B）	84人	
	【目標】地域生活移行者数	増やす	(B)のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	【目標】令和8年度末時点の施設入所者数	減らす	(B)の時点から、令和8年度末時点における施設入所者の削減目標値

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健・医療・福祉関係者等による協議の場の整備（継続）

■第7期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第7期計画)	○市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
亀岡市の方針	○保健・医療・福祉関係者等による協議の場を活用し、南丹圏域 2 市 1 町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、重層的な連携による支援体制の構築について検証、検討する。

■第6期計画の達成状況

	項 目	目標
第6期計画	【目標】 南丹圏域2市1町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、保健・医療・福祉関係者等による協議の場の整備	1箇所
	【実績】 南丹圏域自立支援協議会の精神保健福祉部会を保健・医療・福祉関係者等による協議の場として位置づけ、地域課題の抽出及び具体的取組等について、年に2～3回部会を開催し、継続的に協議している。	



■第7期計画の目標設定

	項 目	目標
第7期計画	【目標】 南丹圏域2市1町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、保健・医療・福祉関係者等による重層的支援体制の整備	1箇所

■その他活動指標

	項 目	目標
第7期計画	保健・医療・福祉関係者等による協議の場の開催回数	2～3回/年
	保健・医療・福祉関係者等による協議の場への参加人数	各1人以上
	保健・医療・福祉関係者等による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年

②退院後一年以内の地域における平均生活日数（継続）

■第7期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第7期計画)	○退院後一年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
亀岡市の方針	○精神障がいのある人のニーズに応じて地域における生活支援を行っているが、対象者の把握が難しいため目標値は設定せず、今後も京都府との連携により地域における生活支援に努める。

③精神病床における一年以上長期入院患者数（継続）

■第7期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第7期計画)	○精神病床における一年以上長期入院患者数：10.6万人～12.3万人
亀岡市の方針	○精神科病院への長期入院患者数、期間等については、対象者の把握が難しいため目標値は設定せず、京都府との連携のもと地域生活への移行促進に努める。

④精神病床における早期退院率（継続）

■第7期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第7期計画)	○入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として次の①～③を基本に設定 ① 令和5年度における入院後3か月時点の退院率：68.9%以上 ② 令和5年度における入院後6か月時点の退院率：84.5%以上 ③ 令和5年度における入院後1年時点の退院率：91.0%以上
亀岡市の方針	○精神科病院への入院者については、対象者の把握が難しいため目標値は設定せず、今後も京都府との連携により円滑な地域生活への移行支援に努める。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実（継続・新規）

①地域生活支援拠点等の整備

■第7期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第7期計画)	○地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討。 ○強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
亀岡市の方針	○南丹圏域2市1町（亀岡市、南丹市、京丹波町）において地域生活支援拠点を運用するとともに、年1回以上運用状況を支援の実績等を踏まえて検証、検討する。 ○南丹圏域2市1町（亀岡市、南丹市、京丹波町）において強度行動障がい有する者に関して、ニーズを把握し、支援体制の整備を検討する。

■第6期計画の達成状況

	項 目
第6期計画	【目標】 地域生活支援拠点の整備（南丹圏域において面的整備を行う）
	【実績】 南丹圏域2市1町（亀岡市、南丹市、京丹波町）で地域生活支援拠点での整備を実施。



■第7期計画の目標設定

	項 目	目標
第7期計画	地域生活支援拠点の運用状況の支援実績等を踏まえ検証、検討	1回以上/年
	効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるため、コーディネーターを配置	1人
	強度行動障がい有する者に対する支援体制の整備（南丹圏域において面的整備を行う）	検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行及び定着（継続・新規）

■第7期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第7期計画)	○福祉施設から一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍以上 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ○就労定着支援事業利用者：令和3年度末実績の1.41倍以上 ○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着支援率7割以上の就労定着支援事業所：2割5分以上
亀岡市の方針	○市内に就労移行支援事業所が少なく、また、就労定着支援事業所が新設されたばかりであることから、国が示す目標数値の設定は困難であるが、就労については重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努める。

■第6期計画の達成状況

	項 目	数 値	実 績
第6期計画	福祉施設から一般就労への移行者数	18人	7人
	就労移行支援事業利用者数	8人	1人
	就労継続支援A型事業利用者数	6人	3人
	就労継続支援B型事業利用者数	4人	3人
	就労定着支援事業利用者	7割以上	4割



■第7期計画の目標設定

	項 目	数 値	考 え 方
第7期計画	福祉施設から一般就労への移行者数	15人	令和3年度時点の一般就労への移行者数の1.3倍とする。
	就労移行支援事業利用者数	3人	
	就労継続支援A型事業利用者数	4人	
	就労継続支援B型事業利用者数	8人	
	就労定着支援事業利用者	7割以上	国の方針に基づく

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等（継続）

■第7期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第7期計画)	○児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築 ○難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保 ○保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ○医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
亀岡市の方針	○障がい児支援については、重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努める。 ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について市内に1か所を設置しているが、令和8年度末までに支援に必要な設置数を検討する。 ○医療的ケア児の支援については、圏域で協議の場を設置しており、引き続き関係機関等と今後の具体的な支援について検討する。

■第6期計画の達成状況

	項 目	目標	実績
第6期計画	児童発達支援センター数	1箇所	
	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	検討	
	保育所等訪問支援の提供ができる事業所	1箇所	
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所	
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所	
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	整備	



■第7期計画の目標設定

	項 目	目標
第7期計画	児童発達支援センター数	1箇所
	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	検討
	保育所等訪問支援の提供ができる事業所	2箇所
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1箇所
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	整備

(6) 相談支援体制の充実・強化等（継続・新規）

■第7期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第7期計画)	令和8年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。 ○基幹相談支援センターの設置 ○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善
亀岡市の方針	障がいのある人が生涯にわたり利用できる、より総合的・専門的な相談支援を実施する機関として設置した基幹相談支援センターの運用状況を年1回以上検証・検討することで、相談支援体制の充実・強化を図る。

■第6期計画の達成状況

	項 目	目標
第6期計画	【目標】 障がいのある人が生涯にわたり利用できる、より総合的・専門的な相談支援を実施する機関	1箇所
	【実績】 令和5年度に基幹相談支援センターを設置したことにより総合的・専門的な相談支援を実施	1箇所



■第7期計画の目標設定

	項 目	目標
第7期計画	基幹相談支援センターの運用状況を相談支援の実績等を踏まえ検証・検討	1回以上/年

【目標値】

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	110件	120件	130件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件以上/年	1件以上/年	1件以上/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築（継続）

■第7期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第7期計画)	令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 ○都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ○障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
亀岡市の方針	○障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から都道府県が実施する研修に市職員が積極的に参加できる支援体制の構築に努める。 ○障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、市内の事業所を中心に共有できる体制の設置について、検証、検討する。

■第6期計画の達成状況

	項 目	目標	実績
第6期計画	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数	5人/年	
	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を市内の事業所を中心に共有する体制	検討	



■第7期計画の目標設定

	項 目	目標
第7期計画	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数	5人以上/年
	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を市内の事業所を中心に共有する体制	検討

(8) 発達障がい者等に対する支援（継続）

■第7期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第7期計画)	○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
亀岡市の方針	○発達障がい児者及びその家族に対し、現行のペアレントトレーニング等による支援を継続するとともに、5歳児を対象に就学に向けてSST（ソーシャルスキルトレーニング）による支援を実施するなど、支援体制の構築について検討する。

■第6期計画の達成状況

	項 目	目標	実績
第6期計画	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人以上/年	

■第7期計画の目標設定

	項 目	目標
第7期計画	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人以上/年
	5歳児を対象に、就学に向けての集団生活の中で、友達と関わる方法を学習するSST（ソーシャルスキルトレーニング）の利用児数	10人以上/年

3. 各種サービスの実情と見込み量

(1) 訪問系サービス

【サービス概要】

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援
重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護

【実績】

月平均利用量、実人数

サービス名		利 用 時 間			利 用 人 数		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)
居 宅 介 護	計画値	2,931	2,955	2,979	103	103	104
	実績値	3,091	2,967	3,193	113	113	115
	達成率	105.5%	100.4%	107.2%	109.7%	109.7%	110.6%
重 度 訪 問 介 護	計画値	828	834	841	4	4	4
	実績値	874	1,001	1,541	5	6	6
	達成率	105.6%	120.0%	183.2%	125%	150%	150%
同 行 援 護	計画値	390	393	396	19	19	19
	実績値	489	524	511	23	23	23
	達成率	125.4%	133.3%	129.0%	121.1%	121.1%	121.1%

3. 各種サービスの実情と見込み量

サービス名		利用時間			利用人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
行動援護	計画値	205	207	208	10	11	11
	実績値	184	177	147	6	6	6
	達成率	89.8%	85.5%	70.7%	60%	54.5%	54.5%
重度障がい者等包括支援	計画値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【見込み量】

■居宅介護

地域で在宅生活を希望される方が増加しているため、今後も利用が増加すると見込んでいます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	3,343	3,500	3,665
	人	121	127	133

■重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人の在宅生活や外出支援を支えるための支援で、今後も利用が増加すると見込んでいます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間	1,865	2,298	2,831
	人	7	8	9

3. 各種サービスの実情と見込み量

■同行援護

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出の機会が増えることが予想されるため、今後は利用者が増加すると見込んでいます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間	541	572	605
	人	24	25	26

■行動援護

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、行動上著しい困難がある人の外出の機会が増えることが予想されるため、今後は利用者が増加すると見込んでいます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間	157	168	179
	人	6	6	7

■重度障がい者等包括支援

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障がい者等包括支援	時間	200	200	200
	人	1	1	1

(2) 日中活動系サービス

【サービス概要】

サ ー ビ ス 名	内 容
生 活 介 護	障がい者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会の提供
自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供
就 労 継 続 支 援 A型=雇用型 B型=非雇用型	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供
就 労 定 着 支 援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人のうち、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援の提供
療 養 介 護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
短 期 入 所 (ショートステイ)	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護
就 労 選 択 支 援	就労に関する本人のニーズを相談等により把握し、実際の作業場面等を活用し、相談だけでは把握しにくい、就労に必要な能力の整理を行う（R7.10 創設予定）

【実績】

月平均利用量、実人数

サ ー ビ ス 名		利 用 日 数			利 用 人 数		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)
生 活 介 護	計画値	5,187	5,339	5,510	273	281	290
	実績値	5,151	5,136	5,307	265	269	270
	達成率	99.3%	96.2%	96.3%	97.0%	95.7%	93.1%
自立訓練（機能訓練）	計画値	18	18	18	2	2	2
	実績値	0	9	4	0	2	1
	達成率	0.0%	50.0%	22.2%	0.0%	100.0%	50.0%

3. 各種サービスの実情と見込み量

サービス名		利用日数			利用人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
自立訓練（生活訓練）	計画値	198	216	216	11	12	12
	実績値	182	122	83	11	8	6
	達成率	91.9%	56.5%	38.4%	100%	66.7%	50.0%
就労移行支援	計画値	272	272	289	16	16	17
	実績値	229	188	179	12	11	11
	達成率	84.2%	69.1%	61.9%	75.0%	68.8%	64.7%
就労継続支援（A型）	計画値	1,250	1,288	1,327	66	68	70
	実績値	1,176	1,192	1,096	61	61	53
	達成率	94.0%	92.5%	82.6%	92.4%	89.7%	75.7%
就労継続支援（B型）	計画値	3,500	3,588	3,678	200	205	210
	実績値	3,904	4,313	4,771	225	251	273
	達成率	111.5%	120.2%	129.7%	112.5%	122.4%	130.0%
就労定着支援	計画値	9	9	9	6	6	6
	実績値	11	6	5	11	6	5
	達成率	122.2%	66.7%	55.6%	183.3%	100.0%	83.3%
療養介護	計画値				19	20	21
	実績値				17	18	18
	達成率				89.4%	90.0%	85.7%
短期入所	計画値	305 (104)	310 (109)	315 (113)	53(18)	54(19)	55(20)
	実績値	278 (68)	312 (72)	333 (76)	45(19)	47(18)	49(19)
	達成率	91.1% (65.4%)	100.6% (66.1%)	105.7% (67.3%)	84.9% (105.5%)	87.0% (94.7%)	89.1% (95.0%)

【見込み量】

■生活介護

支援学校卒業生の受入れ先として、利用者の増加が年々見込まれるため、今後も利用が増加することを見込んでいます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	5,593	5,677	5,762
	人	293	296	299

3. 各種サービスの実情と見込み量

■自立訓練

自立訓練については、機能訓練、生活訓練とも制度上、利用期間が限定されていることから、必要最小限の見込量としています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人日	9	10	11
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日	146	151	156
	人	9	10	10

■就労移行支援

令和5年度末における成果目標を踏まえての見込量としています。今後も雇用後の職場定着の支援に力を入れていきます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日	256	256	261
	人	13	14	15

■就労継続支援

A型事業所及びB型事業所の利用者増加を令和5年度末における成果目標として設定しています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人日	1,283	1,322	1,362
	人	66	68	70
就労継続支援（B型）	人日	4,068	4,499	4,976
	人	231	255	281

■就労定着支援

年間の一般就労移行件数、定着人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人日	9	10	11
	人	6	7	8

3. 各種サービスの実情と見込み量

■療養介護

月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人	20	21	22

■短期入所

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	人日	345 (80)	378 (85)	414 (90)
	人	57 (19)	60 (20)	63 (21)

※（ ）は医療型短期入所の見込み量

■就労選択支援

月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人		1	1

(3) 居住系サービス

【サービス概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた人で一人暮らしに移行した人に対して、定期的に訪問、電話、メール等により必要な助言や医療機関等との連絡調整
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護

【実績】

月平均実人数

サービス名		利 用 人 数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立生活援助	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	90	92	94
	実績値	98	100	104
	達成率	108.9%	108.7%	110.6%
施設入所支援	計画値	83	82	81
	実績値	81	82	83
	達成率	97.6%	100.0%	102.5%

【見込み量】

月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助	人	107 (10)	110 (10)	123 (20)
施設入所支援	人	83	82	81

※ () は重度障がい者の見込み量の内数表示

(4) 相談支援

【サービス概要】

サービス名	内 容
計 画 相 談 支 援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のための、サービス等利用計画を作成する。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行う。
地 域 移 行 支 援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
地 域 定 着 支 援	地域生活へ移行した後の地域への定着、既に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

【実績】

月平均実人数

サービス名		利 用 人 数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
計 画 相 談 支 援	計画値	580	597	614
	実績値	613	601	610
	達成率	105.7%	100.7%	99.3%
地 域 移 行 支 援	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地 域 定 着 支 援	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【見込み量】

年間実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画 相 談 支 援	人	613	631	649
地 域 移 行 支 援	人	1	1	1
地 域 定 着 支 援	人	1	1	1

(5) 障がい児への支援

【サービス概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重症心身障がい児等に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
障がい児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に関して、保健・医療・福祉等の関係機関との協議の場における検証、検討及びコーディネーターの配置により、医療的ケア児の地域での生活を支援する。

3. 各種サービスの実情と見込み量

【実績】

月平均利用量、実人数

サービス名		利用日数			利用人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
児童発達支援	計画値	375	413	454	117	129	142
	実績値	377	359	349	114	118	112
	達成率	100.5%	86.9%	76.9%	97.4%	91.5%	78.9%
放課後等デイサービス	計画値	3,001	3,342	3,722	250	280	313
	実績値	3,151	3,399	3,897	299	342	386
	達成率	105.0%	101.7%	104.7%	119.6%	122.1%	123.3%
保育所等訪問支援	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1	1
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
居宅訪問型児童発達支援	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

年間実利用人数・配置者数

サービス名		利用人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障がい児相談支援	計画値	455	501	551
	実績値	491	541	550
	達成率	107.9%	108.0%	99.8%
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	計画値	2	2	2
	実績値	4	2	2
	達成率	200.0%	100.0%	100.0%

3. 各種サービスの実情と見込み量

【見込み量】

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	380	418	460
	人	115	127	140
放課後等デイサービス	人日	4,337	4,827	5,372
	人	439	499	567
保育所等訪問支援	人日	1	1	1
	人	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	1	1	1
	人	1	1	1

年間実利用人数・配置者数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人	584	619	656
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	2	2	2

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する。

【実績】

事業実施の有無

サービス名		実 施 の 有 無		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
理解促進研修・啓発事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
自発的活動支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	有
	達成率	0.0%	0.0%	100.0%

【見込み量】

事業実施の有無

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

② 相談支援事業

【サービス概要】

サ ー ビ ス 名	内 容
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う。

【実績】

事業実施の有無

サ ー ビ ス 名		実 施 の 有 無		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
基幹相談支援センター	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	有
	達成率	0.0%	0.0%	100.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
住宅入居等支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	有
	達成率	0.0%	0.0%	100.0%

【見込み量】

事業実施の有無

サ ー ビ ス 名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

③成年後見制度利用支援事業

【サービス概要】

サ ー ビ ス 名	内 容
成年後見制度 利用支援事業	知的または精神障がい等で、成年後見制度の利用が必要な人に対し、申立て・報酬助成等の経費の補助を行う。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う。

【実績】

年間あたり利用件数、実施の有無

サ ー ビ ス 名		利 用 件 数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
成年後見制度利用支援 事業	計画値	7	7	7
	実績値	5	6	6
	達成率	71.4%	85.7%	85.7%
サ ー ビ ス 名		実 施 の 有 無		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
成年後見制度法人後見 支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【見込み量】

年間あたり利用件数、実施の有無

サ ー ビ ス 名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件	7	7	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

④意思疎通支援事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置する。

【実績】

年間あたり派遣件数、設置者数

サービス名		派遣件数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画値	653	668	683
	実績値	644	652	640
	達成率	98.6%	97.6%	93.7%
サービス名		設置者数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
手話通訳者設置事業	計画値	5	5	5
	実績値	5	4	4
	達成率	100.0%	80.0%	80.0%

【見込み量】

年間あたり派遣件数、設置者数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	698	713	728
手話通訳者設置事業	人	5	5	5

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

⑤日常生活用具給付等事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、収尿器、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【実績】

年間あたり給付件数

サービス名		給 付 件 数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
介護・訓練支援用具	計画値	15	15	15
	実績値	3	3	3
	達成率	20.0%	20.0%	20.0%
自立生活支援用具	計画値	40	40	40
	実績値	10	24	17
	達成率	25.0%	60.0%	42.5%
在宅療養等支援用具	計画値	15	15	15
	実績値	15	18	17
	達成率	100.0%	120.0%	113.3%
情報・意思疎通支援用具	計画値	25	25	25
	実績値	32	21	27
	達成率	128.0%	84.0%	108.0%
排泄管理支援用具	計画値	2,200	2,240	2,280
	実績値	2,269	2,322	2,296
	達成率	103.1%	103.6%	100.7%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	7	7	7
	実績値	2	2	2
	達成率	28.6%	28.6%	28.6%

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

【見込み量】

年間あたり給付件数

サ ー ビ ス 名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	26	26	26
在宅療養等支援用具	件	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	件	26	26	26
排泄管理支援用具	件	2,320	2,360	2,400
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	3	3	3

⑥手話奉仕員養成研修事業

【サービス概要】

サ ー ビ ス 名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う。

【実績】

年間あたり利用実人数

サ ー ビ ス 名		利 用 実 人 数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
手話奉仕員養成研修事業	計画値	48	49	50
	実績値	45	64	51
	達成率	93.8%	130.6%	102.0%

【見込み量】

年間あたり利用実人数

サ ー ビ ス 名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	51	52	53

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

⑦移動支援事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う。

【実績】

年間あたり利用実人数、利用量

サービス名		利用実人数			利 用 量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)
移動支援事業	計画値	107	110	113	5,920	6,100	6,280
	実績値	61	77	80	2,626	3,000	3,700
	達成率	57.0%	70.0%	70.8%	44.4%	49.2%	58.9%

【見込み量】

年間あたり利用実人数、利用量

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	90	93	96
	時間	4,200	4,380	4,560

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

⑧地域活動支援センター

【サービス概要】

サ ー ビ ス 名	内 容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作活動又は生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進等を行う。

【実績】

年間あたり実施箇所数、利用実人数

サ ー ビ ス 名		実施箇所数			利用実人数		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)
地域活動支援センター	計画値	2	2	2	43	45	47
	実績値	2	2	2	46	52	49
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	107.0%	115.6%	104.3%

【見込み量】

年間あたり実施箇所数、利用実人数

サ ー ビ ス 名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所	2	2	2
	人	49	51	53

(2) 任意事業

① 福祉ホーム事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等により、居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で居室その他設備、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援する。

【見込み量】

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業 人	1	1	1

② 訪問入浴サービス事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	自宅浴槽での入浴が困難な身体障がいのある人を対象に、居宅において移動入浴車による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図る。

【実績】

サービス名		年間あたり利用回数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
訪問入浴サービス事業	計画値	53	53	53
	実績値	0	0	13
	達成率	0.0%	0.0%	24.5%

4. 地域生活支援事業の実情と見込み量

【見込み量】

年間あたり利用回数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	回	53	53	53

③ 日中一時支援事業

【サービス概要】

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援する。

【実績】

年間あたり利用実人数

サービス名		利用実人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）
日中一時支援事業	計画値	89	92	95
	実績値	45	53	61
	達成率	50.6%	57.6%	64.2%

【見込み量】

年間あたり利用実人数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	70	80	90

資料編

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

(1) 障がいのある人の人数の推移

1-1-1 手帳所持者の状況

○亀岡市の手帳所持者数は、平成27年・令和3年を除いて、年々増加しており、平成25年度の5,984人が令和4年度では6,916人となっています。また、人口に対する割合も年々上昇し、平成25年度の6.51%が令和4年度では7.95%となっています。

【亀岡市の人口・手帳所持者数】

単位 人、%

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人 口	91,910	91,259	90,694	90,107	89,407	88,833	88,182	87,741	87,302	86,975
身体障害者 手 帳	人	4,802	4,765	4,649	4,768	4,845	4,944	4,996	5,001	4,860
	構成比	5.22	5.22	5.12	5.29	5.42	5.57	5.67	5.70	5.57
療 育 手 帳	人	820	829	848	874	897	909	927	945	961
	構成比	0.89	0.91	0.94	0.97	1.00	1.02	1.05	1.08	1.10
精神障害者 保 健 福 祉 手 帳	人	362	427	451	530	640	709	802	884	975
	構成比	0.39	0.47	0.50	0.59	0.72	0.80	0.91	1.01	1.12
手 帳 所 持 者 数	5,984	6,021	5,948	6,172	6,382	6,562	6,725	6,830	6,796	6,916
対 人 口 比	6.51	6.60	6.60	6.85	7.14	7.39	7.63	7.78	7.78	7.95

手帳及び人口は各年度末の数字

1-1-2 身体障害者手帳

①年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

【身体障害者手帳所持者数の年齢階層別の推移】

単位 上段：人、下段：%

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	57	49	54	55	58	59	62	69	57	51
	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.4	1.2	1.1
18 歳以上	4,745	4,716	4,595	4,713	4,787	4,885	4,934	4,932	4,803	4,783
	98.8	99.0	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.6	98.8	98.9
合 計	4,802	4,765	4,649	4,768	4,845	4,944	4,996	5,001	4,860	4,834
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

各年度末の数字

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

②身体障害者手帳所持者数の障がい等級別の推移

【身体障害者手帳所持者数の障がい等級別の推移】

単位 上段：人、下段：％

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	1,190 24.8	1,193 25.0	1,185 25.5	1,226 25.7	1,250 25.8	1,251 25.3	1,257 25.2	1,246 24.9	1,200 24.7	1,214 25.1
2 級	627 13.1	611 12.8	605 13.0	598 12.5	602 12.4	609 12.3	609 12.2	617 12.3	601 12.4	577 11.9
3 級	817 17.0	781 16.4	721 15.5	726 15.2	745 15.4	768 15.5	767 15.4	751 15.0	729 15.0	723 15.0
4 級	1,490 31.0	1,490 31.3	1,443 31.0	1,490 31.3	1,491 30.8	1,515 30.6	1,536 30.7	1,552 31.0	1,507 31.0	1,488 30.8
5 級	338 7.0	353 7.4	356 7.7	373 7.8	386 8.0	411 8.3	435 8.7	439 8.8	437 9.0	440 9.1
6 級	340 7.1	337 7.1	339 7.3	355 7.5	371 7.6	390 8.0	392 7.8	396 7.9	386 7.9	392 8.1
合 計	4,802 100.0	4,765 100.0	4,649 100.0	4,768 100.0	4,845 100.0	4,944 100.0	4,996 100.0	5,001 100.0	4,860 100.0	4,834 100.0

各年度末の数字

③身体障害者手帳所持者数の障がい部位別の推移

【身体障害者手帳所持者数の障がい部位別の推移】

単位 上段：人、下段：％

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視 覚 障 害	268 5.6	258 5.4	256 5.5	258 5.4	263 5.4	271 5.5	274 5.5	283 5.7	289 5.9	283 5.9
聴覚・平衡機能 障 害	413 8.6	403 8.5	402 8.7	406 8.5	407 8.4	422 8.6	421 8.4	413 8.3	403 8.3	404 8.4
音声・言語障害	48 1.0	45 0.9	44 1.0	47 1.0	49 1.0	51 1.0	49 1.0	48 1.0	43 0.9	40 0.8
肢 体 不 自 由	2,447 50.9	2,423 50.8	2,345 50.4	2,359 49.5	2,385 49.2	2,398 48.5	2,413 48.3	2,383 47.7	2,270 46.7	2,242 46.4
運動機能障害	37 0.8	37 0.8	38 0.8	39 0.8	36 0.8	36 0.7	36 0.7	39 0.8	37 0.8	35 0.7
内 部 障 害	1,589 33.1	1,599 33.6	1,564 33.6	1,659 34.8	1,705 35.2	1,766 35.7	1,803 36.1	1,835 36.7	1,818 37.4	1,830 37.9
合 計	4,802 100.0	4,765 100.0	4,649 100.0	4,768 100.0	4,845 100.0	4,944 100.0	4,996 100.0	5,001 100.0	4,860 100.0	4,834 100.0

各年度末の数字

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

1-1-3 療育手帳（知的障がい者の状況）

①療育手帳所持者数の年齢階層別の推移

【療育手帳所持者数の年齢階層別の推移】

単位 上段：人、下段：％

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	168	150	144	143	150	140	157	157	146	155
	20.5	18.1	17.0	16.4	16.7	15.4	16.9	16.6	15.2	15.6
18 歳以上	652	679	704	731	747	769	770	788	815	837
	79.5	81.9	83.0	83.6	83.3	84.6	83.1	83.4	84.8	84.4
合 計	820	829	848	874	897	909	927	945	961	992
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

各年度末の数字

②療育手帳所持者数の等級別の推移

【療育手帳所持者数の等級別の推移】

単位 上段：人、下段：％

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A	356	361	367	367	374	386	395	398	409	412
	43.4	43.5	43.3	42.0	41.7	42.5	42.6	42.1	42.6	41.5
B	464	468	481	507	523	523	532	547	552	580
	56.6	56.5	56.7	58.0	58.3	57.5	57.4	57.9	57.4	58.5
合 計	820	829	848	874	897	909	927	945	961	992
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

各年度末の数字

1-1-4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移】

単位 上段：人、下段：％

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	32	36	32	33	38	37	42	46	48	51
	8.8	8.4	7.1	6.2	5.9	5.2	5.2	5.2	4.9	4.7
2 級	174	212	226	265	312	342	380	409	441	483
	48.1	49.7	50.1	50.0	48.8	48.2	47.4	46.3	45.2	44.3
3 級	156	179	193	232	290	330	380	429	486	556
	43.1	41.9	42.8	43.8	45.3	46.6	47.4	48.5	49.8	51.0
合 計	362	427	451	530	640	709	802	884	975	1,090
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

各年度末の数字

1. 亀岡市の障がいのある人をめぐる動向

1-1-5 障がい支援区分（障がい程度区分）認定者数の推移

○障がい福祉サービスを利用するために必要な区分認定を受けた人は、令和4年度では、合計で480人となっています。内訳としては、「区分6」の137人が最も多くなっています。

○平成27年度からの推移をみると、「区分1」は減少傾向にありますが、その他の区分については増加傾向にあります。

【障がい支援区分（障がい程度区分）認定者数の推移】

単位 人

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
区分1	4	3	1	1	1	0	0	0
区分2	37	36	37	44	45	47	48	58
区分3	122	116	112	93	89	97	104	107
区分4	88	93	104	105	105	111	116	109
区分5	69	65	62	64	64	63	65	69
区分6	99	111	112	118	125	125	132	137
合 計	419	424	428	425	429	443	465	480

各年度末の数字



2. 亀岡市障害者施策推進協議会条例

○亀岡市障害者施策推進協議会条例

昭和 57 年 4 月 1 日

条例第 16 号

(平 9 条例 4・題名改称)

改正 平成 9 年 3 月 31 日条例第 4 号

平成 24 年 3 月 30 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、亀岡市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平 24 条例 14・全改)

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員の任命又は委嘱)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 障害者及び障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者

(2) 学識経験者

(3) 市及び関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 24 条例 14・一部改正)

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、会長は、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事若干人を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 14 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2. 亀岡市障害者施策推進協議会条例等

○亀岡市障害者施策推進協議会（亀岡市障害者基本計画等策定委員会）

（令和6年3月現在）

〔順不同・敬称略〕

氏 名	選 出 団 体
高木 信義	亀岡市身体障害者福祉協会
○ 酒井 忠繁	亀岡市障害者相談員協議会
細見 眞紀美	亀岡市障害児者を守る協議会
高橋 依子	亀岡市社会福祉協議会
筒井 淳一	亀岡市社会福祉施設協議会
木久 依子	亀岡市民生委員児童委員協議会
寺田 直人	亀岡市医師会
峰島 厚	日本障害者センター
◎ 中村 雄一	特定非営利活動法人 諸星塾
保城 幹雄	京都府南丹保健所
小石原 誠	京都西陣公共職業安定所
佐々木 京子	亀岡市副市長
神先 宏彰	亀岡市教育委員会教育長

※◎：会長 ○：職務代理者

3. 計画策定経過

日	程	会 議 、 調 査 活 動 等	内 容
令和5年	8月3日	亀岡市障害者施策推進協議会	次期障がい者福祉計画等策定についての検討及び現行計画の中間評価
	12月12日	計画策定に係る議会説明	計画策定に係る環境厚生常任委員会委員への説明
	12月15日	亀岡市障害者施策推進協議会	計画案についての検討、パブリックコメントについて
	12月25日 ～1月19日	パブリックコメントの実施	市ホームページ等において計画案を公表し、市民からの意見を募集
令和6年	2月20日	亀岡市障害者施策推進協議会	計画最終案についての検討、まとめ
	3月12日	亀岡市障害者施策推進協議会 (亀岡市障害者基本計画等策定委員会) より計画の提言	会長から提言書を亀岡市に提出

4. 関係法令等

○障害者基本法（抜粋）

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

最終改正：平成二五年六月二六日法律第六五号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計

画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

第四章 障害者政策委員会等

（都道府県における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附則抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

○障害者総合支援法（抜粋）

（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）

最終改正：平成二六年六月二五日法律第八三号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第十六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号 に規定する職業リハビリテーシ

ンをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

- 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

- 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

- 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。

- 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

- 四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

- 3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

4. 関係法令等

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
- 5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(市町村障害福祉計画)
- 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
 - 10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
 - 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。
(協議会の設置)
- 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。
- 附則（平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄
(施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

第7期亀岡市障がい福祉計画

提言 亀岡市障害者施策推進協議会

発行 令和6年3月 亀 岡 市
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

編集 亀岡市 健康福祉部 障がい福祉課
電話 0771-25-5031 FAX 0771-25-5511



龜 岡 市